



住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成23年3月31日)

年金信託部

この度の東北地方太平洋沖地震における被災地域の委託者様、並びに被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

閉鎖適年から DB への移行促進を目的とした法令等改正

標題の件につきましては、2月14日よりパブリックコメントによる意見募集手続が行われておりましたが、本日付で関係法令の改正・施行が行われ、併せて各厚生局に対して通知が発出されております。

- ①『[確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)』（本日付官報）
- ②『[「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)』（年企発 0331 号）

本件は、基本的に生命保険会社の受託かつ閉鎖適年からの移行に限った話であり、信託銀行の受託する制度については、閉鎖適年からDBに移行する際の申請書類の簡素化以外、特に関係するものではございません。

本件改正の概要は以下のとおりです。

1. 改正の趣旨

閉鎖型適格退職年金から確定給付企業年金への移行の更なる促進を目的として、手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

2. 改正の内容

(1) 規約の承認の申請における添付書類の簡素化【規則第4条、承認・認可基準】

①閉鎖型確定給付企業年金に係る規約について

- ・ 給付の設計の基礎を示した書類に代えて、適年規約の添付を可能とする。
- ・ 労働協約等の添付の省略を可能とする。
- ・ 加入者に一定の資格を定める場合における当該事業所において実施されている企業年金制度が適用される者の範囲についての添付の省略を可能とする。

②受託保証型確定給付企業年金（※）に係る規約について

- ・ 掛金の基礎を示した書類の添付の省略を可能とする。

(2) 運用基本方針の作成の省略【規則第82条】

受託保証型確定給付企業年金については、作成を不要とする。

(3) 事業報告書及び決算に関する報告書の簡素化【規則第117条、承認・認可基準】

①受託保証型確定給付企業年金に係る事業報告書

記載事項は、給付の種類ごとの受給権者に関する事項、給付の支給状況に関する事項並びに基金の事業内容及びその実施状況に関する事項（基金型企業年金に限る）だけでよいこととする。

②受託保証型確定給付企業年金に係る決算に関する報告書

貸借対照表及び損益計算書の省略を可能とし、積立状況を示した書類のみでよいこととする。

(次頁へ続く)



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行

(4) 予定利率及び予定死亡率の特例【規則第 52 条、第 65 条】

受託保証型確定給付企業年金については、責任準備金及び最低積立基準額の計算において、事業主が締結している生命保険契約又は生命共済契約で用いている予定利率及び予定死亡率を用いることを可能とする。

(5) 財政再計算報告の簡素化【承認・認可基準】

受託保証型確定給付企業年金については、少なくとも 5 年に一度行われる財政再計算を行った場合に、(3)②による決算報告書の提出をもって財政再計算報告の提出とみなすこととする。

(6) 複数の確定給付企業年金の実施の経過措置【規則附則第 4 条】

適格退職年金に係る権利義務を受託保証型確定給付企業年金に承継させる場合には、当該受託保証型確定給付企業年金が終了するまでの間、当該受託保証型確定給付企業年金と当該事業所における既存の確定給付企業年金との並存を可能とする。

※ 受託保証型確定給付企業年金とは、年金資産が将来の給付のために積み立てておくべき額（債務）を下回らず、積立不足が生じない形態（例：生保一般勘定）で運用されている閉鎖型確定給付企業年金のことである。

3. 施行日

平成 23 年 3 月 31 日

【参考資料】

『[「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」及び「確定給付企業年金規約の承認及び認可基準等について」の一部改正について（概要）](#)』（パブコメ資料）

以上